

# 19世紀の国際通信網形成におけるイギリス国内電信 国有化の意義

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 里見, 柚花 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/0002000288">http://hdl.handle.net/10291/0002000288</a>

# 19 世紀の国際通信網形成における イギリス国内電信国有化の意義

## An Inquiry into the Significance of the Nationalization of the British Inland Telegraph in terms of the Formation of the International Telegraph Network in the 19th Century

博士後期課程 商学専攻 2023 年度入学

里 見 柚 花

SATOMI Yuzuka

### 【論文要旨】

19 世紀にイギリスで発明・実用化された電信は、経済的自由主義の下で民間電信会社により発展した。しかし、この状況を大きく変えたのが Telegraph Act. 1868（電信国有化法）に基づく国内電信の郵便局への移管である。この国内電信国営化においてイギリス政府は従来の方針を大きく転換させて民間の事業に介入し、安価で利便性の高い国内電信サービスを開始したのである。

本稿は Telegraph Act.1868 の成立過程とその論理を整理し、Telegraph Act. 1868 が国内外の情報通信へ与えた影響を分析することを試みている。その結果、国内通信に目を向けると電信の国民への普及とニュース市場の自由化に成功したことが明らかになった。次に国際通信網に目を向けると、国内電信・ニュース事業から撤退した民間電信会社が売却益をもとに国際海底ケーブルの敷設に注力し地球規模の通信網形成に貢献したことで、電信事業を手放したロイター通信社がインド・東アジア方面へ進出し国際的影響力を強めたことが明らかになった。このように、Telegraph Act. 1868 はイギリス国内の通信・ニュース市場を活発させるとともに、電信会社・通信社それぞれの事業の集中化・専門化と海外進出を促して、イギリス中心の国際通信市場の形成に影響を与えたのである。

【キーワード】 イギリス史, 電信国有化, 電信の公共性, 国際情報通信, ロイター通信社

## 【目次】

### 序

第1章 国内電信の国有化 — Telegraph Act. 1868

第2章 電信国有化の成果

第3章 国際情報通信への影響

結語

### 序

19世紀のイギリスで発明・実用化された電信は、手紙をはじめとする物質媒体の移動という物理的制約を超えて遠隔地へと即座に情報を伝達することを可能にした。この電信という新たな通信技術は、地球規模での経済活動を支え、また国家運営や植民地の経営、戦闘地域への指令など政治的・軍事的な有用性が極めて高いものであった。そのため、ヨーロッパ各国が政府主導で国内の電信網を整備した一方で、イギリスでは経済的自由主義の下で民間の電信会社が電信の敷設・運営を担当していた。このイギリスの電信状況を大きく変化させたのが、Telegraph Act. 1868（電信国有化法）に基づく国内電信の郵便局（General Post Office）への移管であった。

この電信の国有化により、郵便局はすべての国民に対して全国均一料金体系の利便性の高い通信サービスを提供した。また、Telegraph Act. 1868では新聞社をはじめとするすべての報道関係者に対して平等にサービスを提供することを義務付け、イギリス国内のニュース取引を自由化させたのである。この、Telegraph Act. 1868の影響はイギリス国内にはとどまらず、1870年代以降に急速に発展したイギリス中心の国際海底電信網の形成と、国際ニュース市場の展開にも大きな影響力を持ったのである。

そこで、本稿はイギリス中心の国際通信ネットワークが形成される過程において Telegraph Act. 1868によるイギリス国内電信の郵便局への移管が果たした役割について分析することを目的とする。第1章では1868年時点でのイギリス国内電信概況を見たうえで、Telegraph Act. 1868が制定される過程とその論理、電信国有化が実施される過程を整理する。第2章では、Telegraph Act. 1868にもとづく電信国有化のイギリス国内における成果を、国内電信サービスと国内ニュース取引のそれぞれの観点から分析する。第3章では、イギリス中心の国際海底ケーブル網の形成と、イギリスに拠点を置く国際通信社であるロイター通信社の活動に、電信の国有化が与えた影響をそれぞれ分析する。そのうえで、結語ではイギリス国内電信国有化が与えた国際情報通信市場への影響について論じたい。

## 第1章 国内電信の国有化 — Telegraph Act. 1868.

### (1). 電信の導入

電氣的な信号を用いた通信のアイディアは、18世紀末には早くも登場していた。その最初期の成功例となったのは、1816年にイギリスのフランシス・ロナルズ (Francis Ronalds) が発明した電信である。その他にもイギリスの数学者で物理学者のピーター・バーロー (Peter Barlow) が初期のモーターを発明し新たな電信機を構想したが、これは実現性が低く実用的ではないと考えられた<sup>1</sup>。

実用的な通信手段の発明への努力が実を結んだのは、1830年代のアメリカとイギリスでのことだった。アメリカでは、1837年にサミュエル・フィンリー・モールス (Samuel Finly Morse) がアルフレッド・ルイス・ヴェイル (Alfred Lewis Vail) とレオナルド・ダンネル・ゲール (Leonard Dannel Gale) らとともに、2値符号を採用した打鍵式のモールス電信機を発明した<sup>2</sup>。一方のイギリスでも、同じく1837年にウィリアム・フォザギル・クック (William Fothergill Cooke) とチャールズ・ホイートストーン (Charles Wheatstone) が針の動きでアルファベットを伝達する五針型電信機を発明している<sup>3</sup>。

このように、1830年代後半に登場した電信機は、その後、欧米を中心として急速に普及・拡大した。その最初の例が、1838年のイギリスの鉄道用電信である。前年に五針型電信機を発明したクックは、グレート・ウェスタン鉄道と鉄道用電信設置の交渉を行い、ロンドンのパディントン駅〜ウェスト・ドレイトン駅間の世界初の実用的電信を敷設したのである<sup>4</sup>。また、アメリカでも1844年にはモールスらがバルティモア・オハイオ鉄道の許可を得て、ワシントン〜バルティモア間に約64.4kmの電信を設置している<sup>5</sup>。さらには、イギリス・アメリカの後を追うようにして大陸ヨーロッパでも電信の導入が進み、1845年にはフランスが、1846年にはプロイセンとオーストリアがそれぞれ陸上電信を敷設している<sup>6</sup>。

このように、1840年代には陸上で電信網が欧米を中心に急速に発達した。ここで、特に大陸ヨーロッパにおいて電信敷設を担ったのは各国の政府当局であった。というのも、各国で陸上電信が導入された当初は、主に公用・軍用の通信を主目的として電信を運用していたのである。しかし、経

<sup>1</sup> 西田健次郎『英国における海底ケーブル百年史』国際電信電話会社、1971年、1-3頁。

<sup>2</sup> Tom Standage, *The Victorian Internet : the remarkable story of the telegraph and the nineteenth century's on-line pioneers*, New York, 2007, pp.19, 25-30, 36-39 (邦訳：トム・スタンテージ著、服部桂訳『ヴィクトリア朝時代のインターネット』NTT出版、2011年、30-34, 40-43頁)。

<sup>3</sup> 西田、前掲書、1-4頁；西岡洋子「国際電気通信連合成立前史にみる国際的電気通信制度の形成過程に関する検討」『Journal of Global Media Studies』駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部、第3巻、2008年8月、33頁。

<sup>4</sup> 西田、前掲書、3-6頁。

<sup>5</sup> Standage, *op. cit.*, pp.45-48 (邦訳：49-52)。

<sup>6</sup> 西岡、前掲稿、30, 33-34頁。

済活動の規模が拡大し遠隔地間の円滑な情報伝達への需要が民間の側からも高まったことから、各国で電信の民間開放が進められたのであった<sup>7</sup>。

その一方で、アメリカとイギリスでは主に民間の電信会社によって国内電信の敷設が進められることとなった。アメリカではモールスらによる敷設のほか、ジェイソン・ジェイ・グールド (Jason Jau Gould) のウェスタン・ユニオン電信会社 (Western Union Telegraph Company) や、フレドリック・ニュートン・ギズボーン (Fredrik Newton Gisborne) の諸電信会社などの民間資本によって急速に電信が敷設されていた<sup>8</sup>。またイギリスでも、五針型電信機の発明者であるクックがジョン・ルイス・リカード (John Lewis Ricard) とともに設立した電気電信会社 (the Electric Telegraph Company) と、後に大西洋海底ケーブルの敷設で中心的役割を担ったジョン・ペンダー (John Pender) がチャールズ・T・ブライト (Charles T. Bright) とジョン・ワトキンス・ブレット (John Watkins Brett) とともに設立したイングランド・アイルランド磁気電信会社 (the English and Irish Magnetic Telegraph Company) が国内の2大事業として影響力を持つといった状況にあったのである<sup>9</sup>。

## (2). 1868年以前のイギリス国内電信概況

イギリスの国内電信は、1838年の鉄道電信敷設以来、民間の電信事業者によって賄われていた。中でも1868年頃には電気国際電信会社 (the Electric and International Telegraph Company)<sup>10</sup> とイギリス・アイルランド磁気電信会社 (the British and Irish Magnetic Telegraph Company : 以下、磁気電信会社)<sup>11</sup> の2大事業者に加えて、1860年に設立されたロンドン地区電信会社 (the London District Telegraph Company) と、1861年に設立された連合王国電信会社 (the United Kingdom Telegraph Company) が特に規模の大きい民間電信会社として活動していた<sup>12</sup>。

イギリスの国内電信サービスは1865年時点で、2,040カ所の電信局のもと約25,882.3km<sup>13</sup>の電信路線、総延長約124,709.1kmの電信ケーブルにまで拡大し、年間で4,662,687通のメッセージが送信されていた。料金体系についてみると、1865年に主要電信会社によって共通の料金が設定され、

---

<sup>7</sup> プロイセン・オーストリアでは1849年、フランスでは1850年から電信の民間開放が行われた (西岡, 前掲稿, 33-34頁)。

<sup>8</sup> Dwayne R. Winseck and Robert M. Pike, *Communication and Empire: Media, Markets, And Globalization, 1860-1930*, Durham, 2007, pp19-20.

<sup>9</sup> Winseck & Pike, *op. cit.*, pp.17-18.

<sup>10</sup> 前述の電気電信会社が、国際電信会社 (the International Telegraph Company) と1854年に合併して設立された。

<sup>11</sup> 前述のイングランド・アイルランド磁気電信会社が、英国電信会社 (the British Telegraph Company) と合併して設立された。

<sup>12</sup> 松波京子「電信事業国有化と公共性 -1868年法の議会討論」(大野誠編『近代イギリス科学の社会史』昭和堂, 2021年, 所収) 130頁; BPP 1867-68(202), report, Appendix D, III.(以下, BPP(British Parliamentary Papers) は注では会期と資料番号のみ記述する。タイトルは論文末の参考文献一覧を参照)。

<sup>13</sup> 本稿では1英国マイル = 1.611kmで換算する。

20 語のメッセージに対して 100 マイル（約 161.1km）までの距離には 1 シリング，100～200 マイルでは 1 シリング 6 ペンス，200 マイル以上では 2 シリング，ブリテン～アイルランド間では 4 シリングの料金が課されていた<sup>14</sup>。

このような民間電信会社による国内電信システム導入により従来の郵便に比べてはるかに迅速な通信が可能となった。しかし一方で、このシステムに対しては商工会議所や新聞社、トレーダーといった民間の利用者のほか、政府機関からも不満が出ており、システムの改善が要求されるようになっていた。その主な要因としては、都市部以外の地域では電信設備が未だ不十分であったこと、しばしば電信が遅延したりメッセージが不正確に伝達されていたりしたこと、そして電信料金が他国と比べて高額であったことがあげられる<sup>15</sup>。

1865 年ごろの国内電信サービスは、イングランドの都市部に設備が集中していた。これは、民間電信会社が需要の大きい都市部に競い合うようにして進出していたことによって生じており、結果としてイングランドの都市の中心部では電信局や電信線が二重三重に設置されていることとなった。この点は、電信国有化の中心人物である郵便官僚フランク・アイブス・スクダモア（Frank Ives Scudamore）のレポートや、電信国有化を要請するエディンバラ商工会議所のレポートでも指摘されている<sup>16</sup>。このように都市部では電信設備が過密状態にあった一方で、都市郊外などには電信設備が十分にいきわたっているとは言えない状態であった。1865 年時点でイギリス国内には 2,040 カ所の電信局と約 25,882.3km の電信路線が運営されていたが、人口あたりの電信局数や国土面積あたりの電信路線長でみると、イギリスの電信はベルギーやスイスの電信よりも不足していたのである [表 1]<sup>17</sup>。

[表 1] イギリス・ベルギー・スイスの領土・人口に対する電信敷設状況

	ベルギー	スイス	イギリス	
			実際の数値	二重・三重局を考慮した数値 (スクダモアのレポートより)
領土100kmあたりの電信線の長さ [km]	11.041	8.522	8.211	7.029
人口100,000人当たりの電信局数	6.333	9.900	6.600	5.600

BPP 1867-68(202) pp.19-20 より作成

また、電信はグレート・ウェスタン鉄道をはじめとする鉄道会社との協力関係の下で敷設されていた。そして、鉄道の安全な運行のためには電信が不可欠なものとなっていたため、鉄道用電信と一般用電信で設備を共用している場合にはしばしば鉄道用電信が優先されることがあった。1856 年にフレデリック・エベネザー・バインズ（Frederick Ebenezer Baines）が発表したレポートに

<sup>14</sup> Hansard, Commons, 1/4/1868, Vol.191, Col. 681. ; BPP 1867-68(202) Appendix D, III .

<sup>15</sup> Hansard, Commons, 1/4/1868, Vol.191, Col. 681.

<sup>16</sup> BPP 1867-68(202) pp.19-20, Appendix A- IV .

<sup>17</sup> BPP 1867-68(202), pp.19-20.

よると、イギリス国内の電信局のうち3分の2が鉄道用電信と一般用電信の共用となっており、これが電信の遅延の要因となっているという指摘がなされている。また、陸上用電信は災害や気候条件、または故意によって破損するリスクが高く、これらも電信の遅延の要因となっていたと考えられる<sup>18</sup>。

さらに、当時の国内電信サービスには民間電信会社が複数参入しており、会社ごとに全く異なるコードや規則で運営されていた<sup>19</sup>。そのため、利用者がメッセージを送信する際に間違いやすい状態にあった。また、利用者がメッセージを送る際にはできるだけ語数が少なくなるように文章の一部を省略していたため、受信側で文章を直す際に誤って翻訳してしまうということも生じていたのである。

そして最後に、当時のイギリスの電信は大陸ヨーロッパの国々と比較すると高額で複雑な料金体系となっていた。各国間の電信料金について比較すると、20語のメッセージに対してイギリスでは前述したように100マイルまでの距離には1シリング、100～200マイルでは1シリング6ペンス、200マイル以上では2シリング、ブリテン～アイルランド間では4シリングの料金が課されていた。これに対し、フランスでは600マイル以内は1シリング8ペンス、プロイセンでは500マイル以内は1シリング6ペンスの料金であったほか、イギリスに先んじて郵便局が電信を運営していたベルギーとスイスでは、前者は5ペンスを、後者は10ペンスを距離にかかわらず課するという料金であった<sup>20</sup>。この点からも、イギリスの電信料金が比較的高額であったことが明らかである。また、イギリスの電信サービスでは受信局から宛先人の居留地まで距離がある場合、配達料金を追加で支払う必要があった。そのため、距離ごとに料金変動することもあると実際に支払う金額を求めにくく、また高額になりやすかった。この電信料金の高さと複雑さが利用者にとっての障壁の1つとなっていたのである<sup>21</sup>。

この時期のイギリスの電信料金が比較的高かった要因としては、まず第一にイギリスの電信事業におけるコストの高さが挙げられる。当時のイギリスの電信会社及びその設立者らは国内電信のみならず、対外的な海底ケーブルの開発・敷設・運営にもかかわっていた。例えば、磁気電信会社の創設者の一人であるJ.W.ブレットは兄弟のジェイコブ・ブレット（Jacob Brett）とともに1850年にthe Submarine Telegraph Company（海底電信会社）を設立し、翌1851年にイギリスのドーヴァーとフランスのカレーを結ぶ世界初の実用的な海底電信ケーブルを敷設している。さらに、彼は1850年代にはイギリス～インド間の直通電信の確立を目指し、the Mediterranean Electric Telegraph Company（地中海電気電信会社）をはじめとするいくつかの電信会社を設立し敷設を行っている。また、ブレットと同じく磁気電信会社の設立者であるペンダーは、イギリスとアメリ

---

<sup>18</sup> BPP 1871[C.304] pp.10-11.

<sup>19</sup> BPP 1871[C.304] pp.43-44.

<sup>20</sup> *Hansard, Commons*, 1/4/1868, Vol.191, Col, 681.

<sup>21</sup> BPP 1871[C.304] pp.2-10.

カを結ぶ海底ケーブルの敷設を目的として the Atlantic Telegraph Company (大西洋電信会社) を設立し、1856年から1857年にかけて3度の敷設航海を行っている。しかし、1850年代時点では海底ケーブルの製造・敷設技術が未熟であったため、インドやアメリカへの長距離海底ケーブルはいずれも失敗に終わっている。また、海底ケーブルはその敷設と保守にかかる費用が陸上電信に比べて大きなものであった。そのため、これらの海底ケーブルの建設・保守にかかる費用と長距離海底ケーブルの失敗に伴う損失によって、イギリスの国内電信事業における総コストが押し上げられてしまっていたと考えられる<sup>22</sup>。

イギリスの電信料金が高かった理由の2点目として挙げられるのが、電信システムの非効率さである。イギリスの国内電信システムは前述のとおり主要4社が競い合って運営しているような状況にあった。そのため、電信線や電信機、事務所といった設備のほか、通信士をはじめとする職員の雇用と訓練にかかる費用を各社がそれぞれ負担する必要があり、運営コストがかさんでしまっていたことが挙げられる<sup>23</sup>。

以上のように、鉄道用電信が優先されていることや遅延・誤翻訳が多発していたこと、料金が高額であったことなどにより、イギリス国内において国内電信の国営化を求める世論が高まりを見せることとなったのである。

### (3) 電信国有化法の成立過程

電信を国有化することへの提案は何度も繰り返行われていた。1854年には電信技士のトーマス・アラン (Thomas Allan) が “Reasons for the Government annexing an Electric Telegraph System to the General Post Office” と題する論文を発表している。アランは後に、安価な電信を提供することを目的に連合王国電信会社を設立し、彼が論文で提案した20語までのメッセージを距離にかかわらず一律で1シリングで送信できる料金体系を導入している<sup>24</sup>。また、1856年にはベインズが大蔵省に “for the establishment in connection with the Post Office of a comprehensive system of Electric Telegraph through the Kingdom” を提出し<sup>25</sup>、郵便局間のメッセージ送信を6ペンスの均一料金にするように提案している。さらに、1861年には電気国際電信会社の創設者の一人でこの頃には Stoke-upon-Trent 選出の自由党議員となっていたリカードが大蔵大臣のウィリアム・エワート・グラッドストーン (William Ewart Gladstone) に “in support of the expediency of the Telegraph Communication of the Kingdom being placed in the hands of Her Majesty’s

<sup>22</sup> Winseck & Pike, *op. cit.*, pp.21-22 ; Daniel R. Headrick, *The invisible weapon : telecommunications and international politics, 1851-1945*, New York, 1991, pp.17-19 (邦訳: D. R. ヘッドリック著, 横井勝彦・渡辺昭一監訳『インヴィジブル・ウェポン 電信と情報の世界史 1851-1945』日本経済評論社, 2013年, 20頁); Standage, *op. cit.*, pp.74-84 (邦訳: 79-89頁); 西田, 前掲書, 24-28頁。

<sup>23</sup> BPP 1867-68(202), pp.25-26.

<sup>24</sup> BPP 1867-68(202) p.7, Appendix A- I .

<sup>25</sup> BPP 1867-68(202) p.7, Appendix A- II .

Government” という覚書を提出している。そして、1865年9月には郵便局職員のスクダモアが郵政長官エドワード・スタンレー (Edward Stanley, Postmaster General) からイギリスの国内電信を国営にすることの妥当性を調査するように指示を受け、翌1866年7月に“A Report to the Postmaster General upon certain proposal which have been made for Transmitting to the Post Office the Control and Management of the Electric Telegraphs throughout the United Kingdom” を提出している<sup>26</sup>。

また、民間の利用者の側からも電信国有化の請願は行われていた。1865年にはエディンバラの商工会議所が電信の国有化について検討する委員会を任命し、報告書を提出している。また、同年にはマンチェスターで電信料金の改善を要求する新聞連合 PA (Press Association) が設立されている<sup>27</sup>。

このように商業・金融関係者や報道関係者、官僚のほか一般利用者などから電信の国有化が主張されていた一方で、反対の立場を示したのが鉄道会社と電信会社であった。鉄道会社は鉄道の運行に電信を活用し、また土地や空間を電信会社に提供していたため、郵便局への移管には慎重な姿勢を取らざるを得なかったのである<sup>28</sup>。そして、これまでの事業を手放すことになる電信会社からの反発は大きく、1868年には電気国際電信会社が“*Government and the Telegraphs: Statement of the Case of the Electric and International Telegraph Company Against the Government Bil for Acquiring the Telegraph*” と題するパンフレットを発表し、電信の国有化を批判している<sup>29</sup>。

以上のように電信国有化をめぐる議論が盛り上がりを見せるなか、1866年7月にスタンレーがエディンバラ商工会議所の請願を直接の根拠として大蔵卿委員会 (Lords Commissioners of Her Majesty's Treasury) に電信の国有化について本格的に議論するべきだと提案した。そして、1867年から1868年に開かれた下院議会にスクダモアが作成した電信国有化法案草案が提出されたが、これは会期中に審議が終わらなかったため廃案となった。しかし、1868年4月1日には下院で電信国有化法案の第一読会<sup>30</sup>が行われて、大きな反対を受けることもなく第二読会へと回されることになった。6月9日の第二読会<sup>31</sup>では自由党議員のジョージ・リーマン (George Leeman) とジョージ・ゴーシェン (George Goschen) が反対の姿勢を示したため、特別委員会 (Select Committee) を設置しさらなる議論を行うことが決定された。そして、7月1日から16日にかけて行われた特別委員会によって修正法案が提出され、これを上下両院が可決したことにより Telegraph Act.

---

<sup>26</sup> BPP 1867-68(202), pp.7-8.

<sup>27</sup> BPP 1867-68(202), p8; 松波京子「1868年イギリス電信国有化法成立にみる公益性と国家介入 新技術の普及と公共性の観念」『経済科学』名古屋大学大学院経済学研究科, 2012年, 181頁。

<sup>28</sup> *Hansard, Commons*, 9/6/1868, Vol.192, Col. 1305, 1306.

<sup>29</sup> 松波「電信事業国有化と公共性-1868年法の議会討論」131-132頁。

<sup>30</sup> *Hansard, Commons*, 1/4/1868, Vol.191.

<sup>31</sup> *Hansard, Commons*, 9/6/1868, Vol.192.

1868<sup>32</sup> が成立した<sup>33</sup>。

#### (4) 電信国有化の論点

前節で述べたように、官民双方からの要望があって推し進められた国内電信の国有化であったが、その成立過程で最大の論点となったのが、それまで民間企業の活動によって成長してきた産業に国家が介入し独占することの是非であった。この点は松波京子の研究<sup>34</sup>でも指摘されているところである。

1850年代から1860年代のイギリスは経済的自由主義の立場をとり、営利事業は市場に任せて政府は関与しないという姿勢を見せていた。そのような風潮のあったイギリスにおいて、民間企業がリスクを背負いながら30年余りの時間をかけて行ってきた事業に国家が介入するためには、単に議会の多数派の賛成を得るだけでなく、イデオロギーの転換が必要だった。この電信国有化を正当化する理念として松波が指摘したのが、「電信の公共性」である。

電信国有化に反対する電信会社の主張として、電信を必要としているのは主に株式仲買人や海運業関係者、植民地関係者などで、一般の利用者は需要が無いというものがあった。確かに電信を効果的に利用できていたのは、投機的性格を持つ事業に携わる者や腐敗しやすい商品を取り扱う者が中心で、一般利用者は比較的少なかったのは事実であった。しかし、当時の商業・金融関係者以外の一般利用が少なくなっていた要因は、単に需要が少なかったというよりも、複雑な料金体系や郵便局の不便さなどが大きかったと考えられる<sup>35</sup>。すなわち、この時期の国内電信サービスの制度上の瑕疵が利用者にとっての障壁となっており、現行のサービスの不満へとつながっていたのである。

一方で1860年代になると、イギリス国内において民間電信会社による電信サービスが一種のインフラ設備として機能するようになりつつあり、すべての国民に対して等しく電信サービスが提供されること、すなわち電信の公共性が求められるようになった。そのため、民間の事業では電信の公共性を十分に確保することができないのであれば、国家がそれを保障するべきであるという主張が電信国有化の推進派からなされ、議会において多数派の同意を得ることとなったのである<sup>36</sup>。また、郵便システムの利便性の向上と効率化を目的として1840年からは全国一律料金・重量別料金

---

<sup>32</sup> Telegraph Act. 1868 が成立したのは保守党の第一次ディズレーリ内閣でのことだった。この内閣は前の第三次ダービー伯爵内閣から引き続き少数与党で短命に終わったが、電信の国有化に関しては自由党政権の頃から推進されていたことから、自由党・保守党ともに賛成の立場をとる議員が多く法律を成立させることができた。

<sup>33</sup> 松波「1868年イギリス電信国有化法成立にみる公益性と国家介入 新技術の普及と公共性の観念」181-182頁；*Hansard, Commons*, 21/7/1868, Vol.193.；BPP 1867-68(435)(435- I)。

<sup>34</sup> 松波「1868年イギリス電信国有化法成立にみる公益性と国家介入 新技術の普及と公共性の観念」；松波「電信事業国有化と公共性-1868年法の議会討論」。

<sup>35</sup> BPP 1871[C.304], pp.17-19.

<sup>36</sup> 松波「1868年イギリス電信国有化法成立にみる公益性と国家介入 新技術の普及と公共性の観念」182-190頁；松波「電信事業国有化と公共性-1868年法の議会討論」136-137頁。

を基本とする 1 ペニー郵便制度が導入されていたことも、電信サービスを郵便局の管理下に置くことへの同意形成を促す 1 つの要因となったと推測される<sup>37</sup>。

1850 年代後半から 1860 年代のイギリスにおいて、官民双方からの要望が大きかったとしても、国家が民間事業へ介入することは手放しで喜ばれるものではなかった。しかし、電信の公共性をすべての国民へ保障する主体としての国家の役割を認めることにより、経済的自由主義の原則を留保し国有化することが是認されたのである。

## (5) 電信国有化の実行

Telegraph Act. 1868 は 1868 年 7 月 31 日に勅許を得て成立に至ったが、実際に国内の電信設備を買収・拡張しサービスを開始するまでには時間を要することとなった。というのも、電信国有化を実行するための資金を郵政長官が自由に使えるようにするためには、国有化法とは別の財政法案が議会で可決される必要があったからである。そのため、翌年に電信国有化における資金調達を認める Telegraph Act. 1869 が成立するまでの間、郵便局は買収交渉や設備の調査など紙面上での準備以外に手を付けることができなかったのである<sup>38</sup>。

電信を国有化するにあたって郵便局が取り掛かることになったのは、①追加電信線の敷設、②電信局の再配置・新設・運営、③民間電信会社からの職員の引継ぎ・再配置と新規職員の訓練、④民間電信会社ごとに異なっていたコードや規則の統一、⑤既存の電信設備の段階的な統合の 5 点であった。Telegraph Act. 1868 の成立を受け、まず郵便局はイギリス全土の電信設備の調査に着手し、全国の電信局を訪問して既存の電信局の配置や設備の状況を確認した。そのうえで、電信局再配置計画の作成やコードの統一、職員の訓練の準備を進めた。これらの準備と並行して、郵便局は民間電信会社・鉄道会社と電信設備買収や電信受益権の購入についての交渉も進め、1869 年 7 月までには国内電信主要 5 社およびロイター電信会社 (Reuter's Telegram Company) との合意形成に成功した<sup>39</sup>。

そして 1869 年 8 月に Telegraph Act. 1869 が成立し、イングランド銀行 (Governor and Company of the Bank of England) が発行した証券の信用に基づき 7,000,000 ポンドを超えない範囲での貸付を行うことが認められた<sup>40</sup>。これを受けて郵便局は電信線の購入・拡張と電信局の新設・再配備に着手することとなったのである。電信線の追加敷設と新規電信局の設置にあたり郵便局は、その設計・仕様書をバインズの監督下で作成し、アラン・E・シャンブル (Alan E. Chambre) の下で編成された "Fourgon"<sup>41</sup> と呼ばれる部隊をロンドンから派遣した。そして、準備が整った電

<sup>37</sup> 松波「電信事業国有化と公共性 -1868 年法の議会討論」133-136 頁；星名定雄『情報と通信の文化史』法政大学出版局、2006 年、283-294, 401-404 頁。

<sup>38</sup> BPP 1871[C.304], pp.19-20.

<sup>39</sup> BPP 1871[C.304], pp.38-47.

<sup>40</sup> Telegraph Act. 1869(BPP 1868-69(197) ; BPP 1868-69(233)).

<sup>41</sup> "Fourgon" とは馬に曳かれた荷物車 (仏: fourgon) に電信局を設置するための備品を積み込み、担当事務

信局には民間電信会社のスタッフが電信機器を運び入れ、郵便局長が業務を取り扱うことができるようになるまで業務を担当した<sup>42</sup>。

以上のように国内電信の国有化は推し進められたが、そこには様々な困難が付きまとった。まず第一に、電信システムを買収・拡張するにあたっては電信会社・鉄道会社のほかに土地や建物の所有者や交通局（Turnpike Board）や地方議会（Local Board）など様々な権利者と交渉し同意を得る必要があった。第二に、電信会社によって使用している機器やコード、規則が異なっていたため、経験豊富な電信職員であっても他社で使用されていたシステムには対応できないという不便が生じていた。第三に資金調達を可能にする Telegraph Act. 1869 の成立に時間がかかったことから、実質的な作業に取り掛かることができるようになったのが 1869 年の秋以降となってしまった。そのため、追加敷設に必要な資材を事前に発注しておくことができず、機材を短期間で製造しなくてはならなかったことから製造業者に過度な負担がかかることとなったほか、日照時間が短く工事の時間が十分に確保できなかったのである。このように、規格や仕様が不統一な機材を統合しつつ新たな設備を導入するという、膨大な作業を短時間で進める必要があったことから、郵便局は民間電信会社の人員を大規模に動員して電信国有化の準備を急ピッチで進めることとなったのである<sup>43</sup>。

そして、以上のような困難に直面しながらも郵便局は 1870 年 2 月 5 日より国内電信サービスを正式に開始したのであった。

## 第 2 章 電信国有化の成果

電信を国有化するにあたり、郵便局が方針として提示し成果を約束したのは、主に①鉄道用電信と一般用電信の切り離し、②電信設備の拡張・再配置による利便性の向上、③電信料金の引き下げと簡素化、④報道用ニュース取引の自由化と料金の是正の 4 点であった。そこで本章では、上記の方針に基づいてイギリス国内における電信国有化の成果を分析する。

### (1) 国内電信サービスにおける成果

イギリスにおける国営電信サービスは、1870 年 2 月より 1,007 カ所の電信取扱郵便局と 1,900 カ所の鉄道電信局から始まった。サービスの開始後も電信取扱郵便局は順次増設され、1870 年末には 1,928 カ所、1871 年 3 月には 2,383 カ所の規模にまで拡張された。このような電信局の新設および二重・三重局の解消のための再配置にあわせて、電信線の延長や追加敷設が行われたほか、ロンドンやリヴァプール、マンチェスター、グラスゴーなどといった主要都市では気送管システム

---

官や大工を伴って派遣する部隊である。この担当事務官は製図や機械工学の知識がある人物が選ばれ、電気国際電信会社のクックもこれに協力している。（BPP 1871[C.304], p.52）

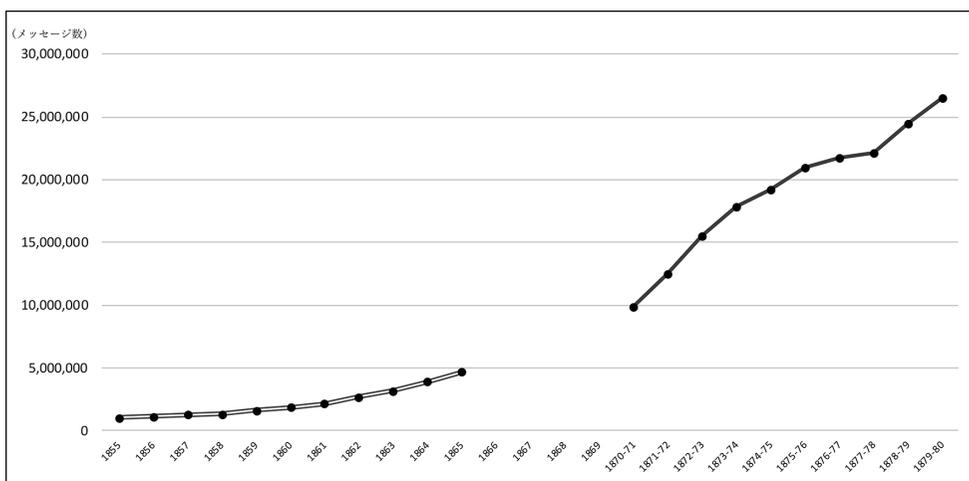
<sup>42</sup> 連合王国電信会社はリーズの事務所に、電気電信会社はレスターの事務所に、磁気電信会社はグリーンロウの事務所に入っていた（BPP 1871[C.304], p.54）。

<sup>43</sup> BPP 1871[C.304], p.47-54

(Pneumatic Tubes)<sup>44</sup>が導入・拡張されるなど、電信システムの拡張・効率化が図られた<sup>45</sup>。

このように国営化され拡張・改良された電信システムの下で、メッセージの送信数は大幅に増加した [図]。その中でも電信国有化初年の1870年4月から同年12月までの利用量を見ると、この3四半期だけでも送信されたメッセージ数は7,563,015通にも達していた<sup>46</sup>。これは1865年の通算でのメッセージ数4,662,687通の約1.6倍にも及んでいる。また、この3四半期間のメッセージ数の変化を見ても、第一四半期(4～6月)には2,306,340通であったのが、第二四半期(7～9月)には2,610,237通、第三四半期(10～12月)には2,646,438通となっており、電信の国有化以降に電信の利用量が急速かつ大幅に増加していることが明らかである<sup>47</sup>。

図：イギリス国内における電信メッセージ数 [1855-1880]



1855-1865年はBPP 1867-68(202) Appendix III, Dより作成、1870-1880年はBPP 1895[C.75852]より作成

このように電信の利用量が大幅に増加した要因として、郵便局が方針に掲げていた①鉄道用電信と一般用電信の分離、②電信局の再配置、③料金体系の簡素化の3点の成果について検討したい。

まず一点目の鉄道用電信と一般用電信の切り離しに関して、Telegraph Act. 1868により電信取扱郵便局が設置され鉄道用電信と一般用電信が切り離された後の利用状況に焦点を当てたい。すると、前述の3四半期間において電信取扱郵便局と鉄道電信局は最終的にはどちらも約1,900カ所が運営されていたが、この期間に送信されたメッセージのうち約91%が電信取扱郵便局からのもの

<sup>44</sup> 気送管システム (Pneumatic Tubes) とは、近距離にある建物間や、1つの建物内にあるオフィス間などを結ぶ管を設置し、筒状の容器に収められた郵送物などを空気圧によって運搬する輸送手段である。ロンドンをはじめとする都市では、その都市内にある中央電信局と支局を気送管システムによってつないでいた(D. G. Clow, Pneumatic Tube Communication System in London, *Transaction of the Newcomen Society for the Study of the History of Engineering and Technology*, Volume 66, 1994-95)。

<sup>45</sup> ロンドンやリヴァプール、マンチェスターなどの都市では以前から導入されていた気送管システムが拡張され、グラスゴーは国有化に伴い導入された (BPP 1871[C.304], p.23; Clow, op. cit., 99-104)。

<sup>46</sup> これは、新聞社などによるニュースの送信による利用分を含まない。

<sup>47</sup> BPP 1871[C.304], p.31; BPP 1867-68(202) Appendix D, III.

となっていた<sup>48</sup>。これは、従来の街の郊外にある鉄道電信局よりも電信取扱郵便局の方が利便性が高いことから、それまで電信へとアクセスすることが難しかった一般利用者への間口が広がり、また遅延も生じにくいことから、利用者が郵便取扱局を選択していたことによると考えられる。

次に二点目の電信局の再配置について考えたい。そこで都市ごとに電信利用状況を見ると、マンチェスターで送信されたメッセージのうち約40%、リヴァプールでは約26%、エディンバラでは約11%が再配置された電信局や新設の電信局から送信されていた<sup>49</sup>。これは都市部での電信局の過密・過疎状態が国有化によって是正され、電信局が均等に配置されるようになったことが、鉄道用電信と一般用電信の切り離しと同様に利用者の利便性の向上に貢献していたということができないのではないだろうか。

最後に三点目の電信料金体系の簡素化についてみると、Telegraph Act. 1868を受けて郵便局は20語につき1シリングの均一料金をシリー諸島・オークニー諸島・シェトランド諸島を除く国内すべての電信線に適用している<sup>50</sup>。この料金体系では距離や宛先によって料金が変動することなく、また電信の受信局から宛先人までメッセージを届ける配達料も含まれていたため、利用者にとって計算しやすいものとなっていた。また、従来の民間電信会社による国内電信サービスでは平均の利用料金が1シリング7ペンスだったのに対し、国有化後の平均利用料金は1シリング0.25ペニーから1シリング1ペニーであり、約31.6～35.5%の料金引き下げに成功している<sup>51</sup>。この料金の簡素化と低廉化により、従来の金融・海運・商業関係の利用者以外の一般の民衆に対しても電信利用のハードルが低くなったことが、この時期の電信利用量の増加を促したと考えられる。

以上より、郵便局は鉄道用電信と一般用電信の分離と、電信設備の再配置と拡張、利用料金の簡素化と低廉化によって、一般の国民に対して電信利用への障壁を取り除き、電信の利用量を増加させることに成功したのである。このように、郵便局が方針として掲げ成果を約束した事業は、すべての国民に対して安価で利便性の高い電信サービスを提供し、電信という一種の通信インフラの公共性を保障するというTelegraph Act. 1868の基本的理念の実現に貢献したのである。

## (2). ニュース市場への影響

次に、郵便局が掲げた方針の4点目である報道ニュース市場の自由化について検討したい。

電信国有化以前のイギリス国内のニュース市場は、主に電気国際電信会社と磁気電信会社を中心

---

<sup>48</sup> BPP 1871[C.304], p.31.

<sup>49</sup> BPP 1871[C.304], pp.22-23.

<sup>50</sup> 国内電信システムの国有化にあたって、当初は6ペンスでの均一料金が主張されており、スクダモアらもそれが望ましいと考えていたものの、国有化当初から6ペンスとするのは時期尚早として、1シリングでの均一料金が採用されることとなった。また、20語単位の基本料金に加え、当初は10語につき0.5シリング(=6ペンス)を加算することを検討していたが、ゴーシェンの提案により5語につき0.25シリング(=3ペンス)を加算する計画へと変更されることとなった(BPP 1871[C.304], p.4)。

<sup>51</sup> BPP 1871[C.304], pp.20-22.

とする民間電信会社の寡占状態にあった。その中で新聞社らは、電信会社から提供されるニュースの質や電信を利用する際の料金について不満を抱いていたのである<sup>52</sup>。

新聞社や出版社にとって、全国各地に特派員を配置し継続的にニュースを収集することは財政的負担が極めて大きなものであった。そのため、イギリス各地からより効率的かつ低コストでニュースを収集・配信することが求められるようになるなかで、国内通信サービスを掌握した電信会社が国内ニュースの仲介役を担うこととなった。この時期の電信網の拡張と電信会社の活動により円滑にニュースが流通するようになった一方で、新聞社に配信されるニュースは電信会社が選択したものであり、本当に必要としている情報がなかなか配信されなかったり、余計な費用を支払わなければならなかったりというような状況が生じており、ニュースの質に対する不満が高まっていた<sup>53</sup>。

また、当時の電信会社は自社のニュース部門が提供するニュースを購読している新聞社に対しては特派員がニュースを送信する際の利用料金を半額にしていた一方で、契約していない新聞社には正規料金を請求していた。また、ロンドンの新聞社は前払いなしで電信を利用できた一方で、地方新聞社にはこのような便宜を与えていなかった。このようなサービスの提供に格差をつけられている状況も、新聞社に現行のシステムへの不満を抱かせる要因となっていたのである<sup>54</sup>。

このような新聞社からの不満を受け、Telegraph Act. 1868ではニュースの収集と配信に関して、郵便局は新聞社や通信社などのすべての団体によって収集されたニュースを平等な条件で送信することが義務付けられ、午後6時から午前9時には100語につき1シリング、午前9時から午後6時には75語に1シリングを超えない料金でニュースを送信することを定めている。これに加え、新聞社らに対して年額500ポンドを超えない料金での特別電信の利用を認めている<sup>55</sup>。このTelegraph Act. 1868の下で郵便局は、1870年の国会会期中には1日あたり約20,000語、それ以外の期間には約15,000語のニュースを送信した。これは、民間電信会社時代には国会会期中には約6,000語、それ以外の期間には約4,000語のニュース送信であったことと比較して大幅な増加であったといえる。また、電信の国有化前はニュースを受信する新聞社数が173社、個人購読者数が306人であったのに対し、国有化後は新聞社数が467社、購読者数が1,106人となっている。このように、国内電信が民間電信会社から郵便局へニュース市場における電信サービスの利用が拡大しているといえるだろう<sup>56</sup>。

また、電信が国有化されたことによりニュースを収集・配信する主体にも変化が見られる。第一に、イギリスの国内通信社として1868年にPAが再編されたことが挙げられる。ここで新たに活動を開始したPAは、イギリス国内のニュースを円滑に扱うことを目的としたロンドン以外の新聞

---

<sup>52</sup> BPP 1871[C.304], pp.11-16, 31-33 ; Winseck & Pike, *op. cit.*, pp.17-19.

<sup>53</sup> BPP 1871[C.304], pp.11-16, 31-33.

<sup>54</sup> BPP 1871[C.304], pp.11-16, 31-33.

<sup>55</sup> Telegraph Act. 1868 (BPP 1867-68(82) ; BPP 1867-68(239)).

<sup>56</sup> BPP 1871[C.304], pp. 31-33.

社による組合組織である<sup>57</sup>。電信会社ではなく地方新聞社の組合自らがニュースの収集と配信を行うことで、各紙が必要としているニュースをより効率的に手に入れることが可能となったのである。第二に、ロイター通信社（Reuters）の全国化が挙げられる。1851年にポール・ユリウス・ロイター（Paul Julius Reuter）によりロンドンの金融街で設立されたロイター通信社は、『タイムズ（*The Times*）』をはじめとするロンドンの新聞各紙や金融街の銀行家、資本家に対して大陸の金融情報や国際ニュースを配信することで評価を得ていた一方で、ロンドン以外への進出はさほど進んではおらず、地方新聞へのロイター通信社の海外ニュースの提供は電信会社を介して行われていたのである<sup>58</sup>。しかし、電信の国有化によって電信会社がニュース市場から撤退したことを受け、1870年にロイター通信社はPAとニュースを直接交換する契約を結んでいる<sup>59</sup>。これにより、電信会社を介することなくロイター通信社と地方新聞社がニュースのやり取りをすることができるようになり、ロイター通信社は国際ニュースの直接配信を通して地方新聞社への影響力を持つようになったと同時にイギリス国内のニュースの収集を効率的に行うことができるようになったのである。また、PAにとってもロイター通信社からもたらされるニュースを電信会社を介さず独占的に扱えるようになったという点で利のあるものだった<sup>60</sup>。

### 第3章 国際情報通信への影響

イギリスの電信国有化は国内の通信のみならず、国際通信にも大きな影響を与えることとなった。本章では電信国有化が国際通信市場に与えた影響について、国際電信ケーブル網の形成と国際ニュース市場のそれぞれの観点から分析する。

#### (1) 国際電信ケーブル網への影響

19世紀イギリスのエンジニアは鉄道技士から電信技士へと転身するといったある程度の共通性のあるキャリアを形成し、極めて小さな人的コミュニティの中でつながっていた<sup>61</sup>。その中で電信も少数のエンジニアや経営者、出資者らが複数の事業に携わっていたのである。その例として、第1章2節で触れた磁気電信会社のペンダーやブライト、ブレットらによるアメリカ方面やインド方面への海底ケーブル事業があげられる<sup>62</sup>。このような状況において、民間電信会社で支払われた国内電信の売却益は、国際海底ケーブル敷設の資金となっていたのである。

<sup>57</sup> UNESCO, *News Agencies Their Structure and Operation*, Paris, 1953, pp.125-128.; Graham Storey, *Reuters Century 1851-1951*, London, 1951, pp. 45-48.

<sup>58</sup> Storey, *op. cit.*, pp. 29; Winseck & Pike, *op. cit.*, pp.17-19.

<sup>59</sup> 倉田保雄『ニュースの商人ロイター』朝日新聞社、1996年、154-157頁；Storey, *op. cit.*, pp.48.

<sup>60</sup> UNESCO, *op. cit.*, pp.125-128.

<sup>61</sup> Simone M. Müller, *Wiring the world : the social and cultural creation of global telegraph networks*, New York, 2016, pp.30-31.

<sup>62</sup> Winseck & Pike, *op. cit.*, pp.21-22; Daniel R. Headrick, *The invisible weapon*, 1991, pp.17-19(邦訳：20頁)；Standage, *op. cit.*, pp.74-84(邦訳：79-89頁)；西田、前掲書、24-28頁。

電信の国有化に伴い、民間電信会社に支払われた金額は総額 5,861,579 ポンドであった [表 2]。その中でも電気国際電信会社や磁気電信会社、ロンドン地区電信会社、連合王国電信会社、ユニバーサル・プライベート電信会社 (the Universal Private Telegraph Company) の国内主要 5 社とロイター電信会社だけでも 5,722,760 ポンドを受け取っており、これは全体のうち約 97.63% を占めていたのである<sup>63</sup>。

[表 2] 電信国有化にあたり電信会社へ支払われた費用

電信会社名	購入費用			和解・仲裁による支払い			Total			割合 %
	£.	£.	s. d.	£.	s. d.	£.	s. d.	£.	s. d.	
イングランド・ウェールズの電信会社 計	5,766,012	7,994	18 9	5,774,006	18 9	5,774,006	18 9	5,774,006	18 9	98.51%
Electric and International	2,938,826	311	13	2,939,137	13 0	5,722,760	3 7	97.63%		
British and Irish Magnetic	1,243,536			1,243,536	0 0					
United Kingdom Electric	562,264	109	13 8	562,373	13 8					
Universal Private	184,421	889	11	185,310	0 11					
London and Provincial	60,000			60,000	0 0					
Reuter's telegram Company (Norderney Cable)	726,000	6,402	16	732,402	16 0					
その他のイングランド・ウェールズの電信会社	50,965	281	15 2	51,246	15 2	51,246	15 2	0.87%		
スコットランドの電信会社 計	74,960	4,121	12 4	79,081	12 4	79,081	12 4	1.35%		
アイルランドの電信会社 計	6,375	2,115	19 5	8,490	19 5	8,490	19 5	0.14%		
Total	5,847,347	14,232	10 6	5,861,579	10 6	5,861,579	10 6	100.00%		

BPP 1873(316) pp.2-4, 16 より作成

1850 年代から 1860 年代には主にアメリカ大陸とインドに向けての長距離海底ケーブルの敷設が目指されていたが、この時期のイギリス政府は民間電信会社に対して、イギリス領土沿岸部での敷設権を与えることや相手国との外交交渉、敷設海域の海底調査結果の提供などといった形での支援は行っていたものの、資金面での援助はほとんど行っていなかった<sup>64</sup>。唯一の例外として挙げられるのがインドへの直通海底ケーブル敷設のために 1858 年に設立された紅海・インド電信会社 (Red Sea and India Telegraph Company) に対する補助金で、これは年額 36,000 ポンドを 50 年間にわたって支払うというものだった<sup>65</sup>。この補助金を除いては、ケーブル敷設のための資金調達を自ら行っていた電信会社にとって、総額 5,861,579 ポンドという規模のまとまった売却益の受領は、リスクが高くコストの大きな海底ケーブル事業を推進する上での重要な資金源となっていたのである。

1868 年にはベンダーがイギリス・インド海底電信会社 (British Indian Submarine Telegraph Company) を、1870 年にイギリス・地中海電信会社 (Anglo-Mediterranean Telegraph Company) を、

<sup>63</sup> BPP 1871(316).

<sup>64</sup> Daniel R. Headrick, *The tentacles of progress : technology transfer in the age of imperialism, 1850-1940*, New York, 1988, p.166 (邦訳: D. R. ヘッドリック著, 原田勝正・多田博一・老川慶喜・濱文章訳『進歩の触手 帝国主義時代の技術移転』日本経済評論社, 2005 年, 101 頁)。

<sup>65</sup> この補助金は、紅海・インド電信会社の資本金 800,000 ポンドに対し、年間 4.5% の配当を保証するという形で行われた (総額 1,800,000 ポンド)。同社の事業は失敗に終わったもののイギリス政府は当初契約に従い 50 年間にわたって補助金の権利者に対して支払いを行った (Winseck & Pike, *op. cit.*, pp.28-29 ; Daniel R. Headrick, *The invisible weapon*, 1991, pp.12-20 (邦訳: 22-23 頁))。

やファルマス・ジブラルタル・マルタ電信会社 (Falmouth, Gibraltar and Malta Telegraph Company), マルセイユ・アンジェ・マルタ電信会社 (Marseilles, Algiers and Malta Telegraph Company) を設立し, これらの企業によってイギリス—インド間の直接通信が確立した。これらの中小電信会社の設立は, 国内電信網の売却益がなければ実現しなかったであろう。この4社は1872年に統合され, イースタン電信会社 (Eastern Telegraph Company) となっている<sup>66</sup>。また, ベンダーは1869年から1870年の間にイギリス・インド延伸会社 (British Indian Extension Telegraph Company), 中国海底電信会社 (China Submarine Telegraph Company), イギリス・オーストラリア電信会社 (British Australian Telegraph Company) を相次いで設立した。そして, インド—シンガポール間の海底ケーブルとシンガポールから南下してオーストラリア・ニュージーランドへ向かう海底ケーブル, シンガポールから北上して香港・上海へ向かう海底ケーブルを敷設し, イギリスと東アジアやオセアニアをつなぐ通信網を完成させたのである。この3社は1873年にイースタン・エクステンション・オーストラレーシア・中国電信会社 (Eastern Extension Australasia and China Telegraph Company) へと統合されている<sup>67</sup>。さらにベンダーは, これらの電信会社に加えて1873年にブラジル海底電信会社 (Brazilian Submarine Telegraph Company) とウェスタン・ブラジル電信会社 (Western and Brazilian Telegraph Company) を, 1875年頃にアメリカ西岸電信会社 (West Coast of America Telegraph Company) を, 1879年に東南アフリカ電信会社 (Eastern and South African Telegraph Company)<sup>68</sup> を設立し, イースタン・グループとして系列化した<sup>69</sup>。また, 1860年代から1870年代にはイースタン・グループ以外にも西インド・パナマ電信会社やキューバ海底電信会社などの民間電信会社が設立されている<sup>70</sup>。

以上のようにして, 国営化に伴う売却益から設立された英国の民間電信会社は, 世界各地で海底ケーブルの敷設に着手したのである。そして, 1870年代以降の国際通信におけるこれらの企業の成功が呼び水となって, 電信事業に対する新たな投資をひきつけたであろう。さらには, 国際海底ケーブルの政治的・軍事的重要性が認識されるにつれ, イギリス政府の戦略部門が商業的には利潤

---

<sup>66</sup> Headrick, *The Invisible Weapon*, pp24, 35-36 (邦訳: 28, 43頁); Winseck & Pike, *op. cit.*, pp.29, 37; Baglehole, *op. cit.*, pp.1-4; 西田, 前掲書, 44頁。

<sup>67</sup> Headrick, *The Invisible Weapon*, pp40-41, 56-58 (邦訳: 49, 70-73頁); Baglehole, *op. cit.*, pp.4-5; 大野哲弥『通信の世紀—情報技術と国家戦略の一五〇年史—』新潮社, 2018年, 27頁; 石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣, 1994年, 76-77頁; 山口広文『情報革命の世界史と図書館—粘土板文書庫から「見えざる図書館」の出現へ—』樹村房, 2019年, 231頁。

<sup>68</sup> 1850年代から1860年代にはイギリス政府による資金面での援助が行われていなかった一方で, 1879年に設立された東南アフリカ電信会社の東アフリカでの電信事業への補助金を皮切りに, 1880年代以降は国際電信敷設への補助金が頻発することとなった。これは, 1880年代になると電信インフラの政治的・軍事的重要が高まり, 民間電信会社の商業活動では賄いきれない地域への戦略的ケーブルの敷設が政府の側から望まれるようになったことによるものであった。

<sup>69</sup> Baglehole, *op. cit.*, pp.6-9.

<sup>70</sup> Baglehole, *op. cit.*, pp.5-6.; P. M. Kennedy, *Imperial Cable Commutations and Strategy, 1870-1914*, *English Historical Review*, vol.86, 1971, p. 736.

が小さいが戦略的重要性が大きな地域へのケーブル敷設に積極的に関与するようになり、補助金が支給されるようになった。その結果、全世界における電信ケーブルの総距離<sup>71</sup>は1868年時点で14,803kmであったのが、1880年時点では139,007kmと約9.4倍に増加したのである。その後も国際電信網は拡大し続けており、1890年時点で237,926km、1900年時点で339,297kmにまで延長されている。また、別のデータによると、1892年段階で全世界のケーブルのうち約66.28%となる163,619kmがイギリス保有のケーブルであり<sup>72</sup>、さらにそのうちの約95.12%（全世界のケーブルの約63.1%）にあたる155,814kmが民間企業によるものであった<sup>73</sup>。

以上のように、イギリスにおける電信の国有化は民間電信会社による国際海底電信ケーブルの敷設を促進した。その結果、世紀転換期までにはイギリスを中心とした国際通信ネットワークが形成され、イギリスの情報覇権が確立したのである。

## (2). ロイター通信社の活動への影響

次に、国際ニュース市場への影響を分析するにあたり、ロイターの動向に焦点を当てたい。

ロイターはロイター通信社としてニュースの収集配信事業だけでなく、ロイター電信会社として電信の運営にも携わっていた。ロイター電信会社が運営していたケーブルはイギリスとドイツ北部のノルダーナイ島を結ぶもので、ハノーファー政府の許可を得て敷設されたものであった<sup>74</sup>。このノルダーナイ線は外国への海底ケーブルではあったが、Telegraph Act, 1868によって郵便局に買取され、ロイター電信会社は726,000ポンドを受け取っている<sup>75</sup>。この売却益をもとにロイターは自身の情報通信事業を拡大していくこととなった。

この電信国有化に伴うノルダーナイ線の売却と同時期に、ロイター通信社は東アジア方面への進出を強めていた。1866年にはインドへの海底ケーブルが開通するのに先駆けてインドのボンベイに支局を設置し、1871年にはシンガポールや上海に支局を設置し、1872年には極東支配人のヘンリー・コリンズ（Henry Collins）が長崎を訪問して日本で活動に手を付けている<sup>76</sup>。また、1870年にはフランスのアヴァス通信社（Agence Havas）とドイツのヴォルフ電信局（Wolffs Telegraphisches Bureau）との3社間で国際通信協定を締結している。これは当時の三大国際通信社であったロイター通信社、アヴァス通信社、ヴォルフ電信局が活動にかかる費用負担を軽減す

<sup>71</sup> このデータには海底ケーブルだけでなく、各国内の陸上電信ケーブルも含まれている。

<sup>72</sup> 1892年時点の全世界のケーブル保有状況を国別にみると、2位のアメリカは約15.79%にあたる38,986km、3位のフランスは約8.85%にあたる21,859kmとなっており、1位のイギリスが圧倒的なシェアを誇っていたことが明らかである。

<sup>73</sup> Headrick, *The Invisible Weapon*, pp29, 38-39(邦訳：34, 47-48頁)。

<sup>74</sup> Storey, *op. cit.*, pp37-42；星名、前掲書、442頁。

<sup>75</sup> 事業の購入費用の726,000ポンドに加え、和解・仲裁などにより6402ポンドが支払われている（BPP 1871(316)；Storey, *op. cit.*, pp45-46）。

<sup>76</sup> Donald Read, *The power of news : the history of Reuters*, Oxford, 1999, pp62-63；倉田、前掲書、270頁；今井幸彦『通信社』中央公論社、1973年、51-52頁。

ることを目的に、各社の独占的な活動領域を設定しそこから収集したニュースを互いに提供するという、国際ニュース市場における寡占的体制を認めるものであった。この協定によってロイター通信社は大英帝国領土とエジプトの一部、トルコ、東アジアといった地域を支配領域とし、国際的な影響力を強めていくこととなった<sup>77</sup>。

このように国際ニュース市場において事業の拡大に成功していた一方で、ロイターは他の民間電信会社の出資者と同様に国際ケーブル敷設事業にも携わっていた。例えば、1870年にはヴェルナー・フォン・ジーメンス（Werner von Siemens）とともにインド・ヨーロッパ電信会社（Indo-Europe Telegraph Company）を設立してイギリスとインドを結ぶ直通の陸上電信を敷設しているほか、フランス人のエランジェ男爵（Frédéric Émile, Baron d'Erlanger）と共にフランス大西洋ケーブル会社（Société du Câble Transatlantique Français）に出資してアメリカ大陸への海底ケーブル事業にも携わっている<sup>78</sup>。しかし、これらのロイターの電信事業は最終的にペンダーの諸電信会社との競争に敗れイースタン・グループへと組み込まれていくこととなった。

以上のように、電信国有化に伴う売却益を受け取ったロイターは、ロイター通信社として国際ニュース市場における影響力を確立させ事業を拡大することに成功した一方で、電信ケーブル事業においては同じく電信国有化の受益者となったペンダーとの競争に敗れ撤退していくこととなった。すなわち、ロイターにとって Telegraph Act. 1868 は自身の事業を国際ニュース部門の集中させる1つの転換点だったのである。

## 結語

経済的自由主義の立場をとる19世紀のイギリスにおいて、Telegraph Act. 1868が受け入れられ成立した背景には、電信という通信インフラの公共性が広く認識され、この公共性を保障する主体としての国家の役割が認められたということがあった。この、全国民に対して電信の公共性を保障するという Telegraph Act. 1868の基本的理念は、全国均一1シリング料金の導入と電信局・電信線の再配置、鉄道用電信と一般用電信の分離によっておおむね達成されたといえるだろう。

このイギリスにおける電信国有化の影響は、イギリス国内の通信市場だけにとどまらず、国際通信市場へと波及していた。電信会社の活動に関してみると、それまで影響力を持っていた国内の電信サービスおよび国内ニュース市場からの撤退を余儀なくされた一方で、国庫から支払われた資金<sup>79</sup>をもとに国際海底ケーブル事業を展開し、1870年代から20世紀初頭までの期間をかけてロンドンを起点とする地球規模での国際情報通信網を構築した。また、ロイター通信社の活動について

<sup>77</sup> Storey, *op. cit.*, pp44, 52-53 ; Read, *op. cit.*, pp55-61 ; 今井, 前掲書, 44頁 ; 星名, 前掲書, 402頁 ; 里見脩『ニュース・エージェンシー 同盟通信社の興亡』中央公論社, 2000年, 212頁。

<sup>78</sup> Müller, *op. cit.*, pp54-55, 65, 131 ; Headrick, *The Invisible Weapon*, pp33-35 (邦訳 : 40-42頁)。

<sup>79</sup> 電信購入のための資金は、イングランド銀行の信用に基づくコンソル債の売却と、様々な公的預金の残高から調達された (BPP 1870(267) pp.2-3)。

みると、当時保有していたノルダーナイ線を売却し、売却益をもとに事業を拡大させたペンダーとの競争に敗れることで電信事業から撤退することとなった一方で、インドや東南アジア、中国などに支局を設置してインド・極東方面へと進出し、さらにはフランスのアヴァス通信社とドイツのヴォルフ通信社と国際通信協定を結ぶことによって、国際ニュース市場における寡占体制を構築している。これら民間電信会社・国際通信社の活動によって、イギリスはハード・ソフトの両面において国際情報通信市場に対する影響力を持つこととなった。すなわち、Telegraph Act. 1868を受けての民間電信会社と国際通信社の活動は、20世紀初頭におけるイギリスの情報覇権<sup>80</sup>の確立に欠かさない重要な要素だったのである。

また、Telegraph Act. 1868による電信会社のニュース配信サービスからの撤退とロイター通信社の電信サービスからの撤退は、それぞれの会社の事業の集中化・専門化を意味している。ここでTelegraph Act. 1868は、従来は混在していた情報通信のハード分野（電信サービス）とソフト分野（ニュース配信サービス）を切り分けてそれぞれの産業の確立を促したといえるのではないだろうか。

#### 【参考文献・データ出典】

- Hansard
  1. *Hansard*, Commons, 1/4/1868, vol.191  
(<https://hansard.parliament.uk/Commons/1868-04-01/debates/bf4ca385-549f-470e-82bb-801d2705e97c/ElectricTelegraphsBill>)
  2. *Hansard*, Commons, 9/6/1868, vol.192  
(<https://hansard.parliament.uk/Commons/1868-06-09/debates/6de2b6c0-ffa7-46a9-8eb9-5568e1b65b63/ElectricTelegraphsBill%20%80%94Bill82>)
  3. *Hansard*, Commons, 21/7/1868, vol.193  
([https://hansard.parliament.uk/Commons/1868-07-21/debates/fb14497b-62f8-4cfb-ac54-8af5b8462def/ElectricTelegraphs\(Re-Committed\)Bill%20%80%94Bill239](https://hansard.parliament.uk/Commons/1868-07-21/debates/fb14497b-62f8-4cfb-ac54-8af5b8462def/ElectricTelegraphs(Re-Committed)Bill%20%80%94Bill239))
- Telegraph Act.1868-1869
  4. "Electric telegraphs. A bill to enable Her Majesty's Postmaster General to acquire, work, and maintain electric telegraphs.", BPP 1867-68(82)
  5. "Electric telegraphs. A bill [as amended by the Select Committee] to enable Her Majesty's Postmaster General to acquire, work, and maintain electric telegraphs.", BPP 1867-68(239)
  6. "Telegraphs. A bill to alter and amend "the Telegraph Act, 1868.", BPP 1868-69(197)
  7. "Telegraphs. A bill [as amended by the select committee] to alter and amend "the Telegraph Act, 1868.", BPP 1868-69(233)
- Parliamentary Papers
  8. "Electric telegraphs. Return to an order of the Honourable the House of Commons, dated 3 April 1868 : -for, copy "of reports to the Postmaster General by Mr. Scudamore upon the proposal for

---

<sup>80</sup> 情報覇権について明確な定義はないが、有山輝雄は情報覇権を「世界規模もしくは一定地域の情報の生産・流通などを支配し、その域内の住民の認識や思考に影響力を持つ権力」としている（有山輝雄『情報覇権と帝国日本』吉川弘文館、2013年、5頁）。

- transferring to the Post Office the control and management of the electric telegraphs throughout the United Kingdom.”, BPP 1867-68(202)
9. “Index to the minutes of evidence taken before the Select Committee on the Electric Telegraphs Bill.”, BPP 1867-68(435)(435- I)
  10. “Telegraph Act (1869). Return showing the total amount of consols or other stock which has been created under the Telegraph Act, 1869 ; showing in detail the dates when and the prices at which such stock has been from time to time taken by the commissioners for the reduction of the national debt, or placed upon the market.”, BPP 1870(267)
  11. “Telegraphs. Copy of the reports which have been received by the Chancellor of the Exchequer respecting the financial results of the transfer of the telegraphs to the government.”, BPP 1871(378)
  12. “Telegraphs. Report by Mr. Scudamore on the re-organization of the telegraph system of the United Kingdom.”, BPP 1871[C.304]
  13. “Telegraph companies (purchase). Returns of the amount hitherto paid by the Post Office to telegraph companies in the United Kingdom, for the purchase of their interests in the telegraph systems worked over various railways in England, Ireland, and Scotland ; of the amounts claimed by railway companies in the United Kingdom against the Post Office in respect of the reversionary or other interests of such companies in the telegraph systems worked over their railways ; &c.”, BPP 1873(316)
  14. “Forty-first report of the Postmaster General on the Post Office.”, BPP 1895[C.7852]
- 情報通信技術関係
15. Dwayne R. Winseck and Robert M. Pike, *Communication and Empire: Media, Markets, And Globalization, 1860-1930*, Durham, 2007
  16. P. M. Kennedy, Imperial Cable Commutations and Strategy, 1870-1914, *English Historical Review*, vol.86, 1971, pp. 728-752
  17. Daniel R. Headrick, *The invisible weapon : telecommunications and international politics, 1851-1945*, New York, 1991  
横井勝彦・渡辺昭一監訳『インヴィジブル・ウェポン 電信と情報の世界史 1851-1945』日本経済評論社, 2013年
  18. Daniel R. Headrick, *The tentacles of progress : technology transfer in the age of imperialism, 1850-1940*, New York, 1988  
原田勝正・多田博一・老川慶喜・濱文章訳『進歩の触手 帝国主義時代の技術移転』日本経済評論社, 2005年
  19. K. C. Baglehole, *A century of service : a brief history of Cable and Wireless Ltd., 1868-1968*, Welwyn Garden City, 1970
  20. Tom Standage, *The Victorian Internet : the remarkable story of the telegraph and the nineteenth century's on-line pioneers*, New York, 2007  
服部桂訳『ヴィクトリア朝時代のインターネット』NTT出版, 2011年
  21. Simone M. Müller, *Wiring the world : the social and cultural creation of global telegraph networks*, New York, 2016
  22. D. G. Clow, Pneumatic Tube Communication System in London, *Transaction of the Newcomen Society for the Study of the History of Engineering and Technology*, Volume 66, 1994-95
  23. 有山輝雄『情報覇権と帝国日本 I 海底ケーブルと通信社の誕生』吉川弘文館, 2013年
  24. 石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣, 1994年
  25. 大野哲弥『通信の世紀 —情報技術と国家戦略の一五〇年史—』新潮社, 2018年

26. 西岡洋子「国際電気通信連合成立前史にみる国際的電気通信制度の形成過程に関する検討」(『Journal of Global Media Studies』駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部, 第3巻, 208年8月, 27-40頁)
  27. 西田健次郎『英国における海底ケーブル百年史』国際電信電話会社, 1971年
  28. 星名定雄『情報と通信の文化史』法政大学出版局, 2006年
  29. 松波京子「電信事業国有化と公共性-1868年法の議会討論」(大野誠編『近代イギリス科学の社会史』昭和堂, 2021年, 所収) 128-141頁
  30. 松波京子「1868年イギリス電信国有化法成立にみる公益性と国家介入 新技術の普及と公共性の観念」(『経済科学』名古屋大学大学院経済学研究科, 2012年, 177-195頁)
  31. 山口広文『情報革命の世界史と図書館 粘土板文書庫から「見えざる図書館」の出現へ』樹村房, 2019年
- 通信社関係
32. UNESCO, *News Agencies Their Structure and Operation*, Paris, 1953
  33. Graham Storey, *Reuters Century 1851-1951*, London, 1951
  34. Donald Read, *The Power of News: the History of Reuters*, Oxford, 1999
  35. 倉田保雄『ニュースの商人ロイター』朝日新聞社, 1996年
  36. 今井幸彦『通信社』中央公論社, 1973年
  37. 里見脩『ニュース・エージェンシー 同盟通信社の興亡』中央公論社, 2000年